

○第102回農薬専門調査会幹事会（公開）

日時：平成26年2月14日（金）14：00～16：30

議事概要：

（１）農薬（プロピコナゾール）の食品健康影響評価について

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.019 mg/kg体重/日とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺菌剤で、小麦、大麦等に使用します。今回、ライ麦、大豆等へのインポートトレランス（国外で使用する農薬等に係る残留基準）申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（２）農薬（ベンジルアデニン）の食品健康影響評価について

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.062 mg/kg体重/日とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*植物成長調整剤で、りんご、みかん等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（３）農薬（マラチオン）の食品健康影響評価について

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.29 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を1.5 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺虫剤で、稲、だいず等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。また、飼料中の残留基準の設定が要請されています。

（４）農薬（キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル）の食品健康影響評価について

・審議の結果、キザロホップエチル及びキザロホップPテフリルのグループの一日摂取許容量（ADI）を0.009 mg/kg体重/日とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*除草剤で、だいず、ばれいしょ等に使用します。今回、キザロホップエチルについて、だいこんへの適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（６）その他

・「農薬の急性参照用量における基本的考え方（案）」が審議され、了承された。

・食品健康影響評価について調査審議する評価部会が以下のとおり指定された。

①DBEDC

・評価第三部会において調査審議することとなった。

*殺菌・殺虫剤で、小麦、なす等に使用します。今回、パセリ及びその他のなす科野菜への適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

②アシュラム

・評価第二部会において調査審議することとなった。

*除草剤で、ほうれんそう、さとうきび等に使用します。今回、陸棲哺乳類の肉類及び乳類へのインポートトレランス申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

③フルアジホップ

・評価第四部会において調査審議することとなった。

*除草剤で、大豆、てんさい等に使用します。今回、大豆へのインポートトレランス申請がされています。また、ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。